

高校生 自転車の安全な乗り方テスト (25問)

※全日本交通安全協会 自転車の交通安全ブックに基づいて出題

以下の問いに○か×で答えなさい。※設問の自転車とは、普通自転車とします。

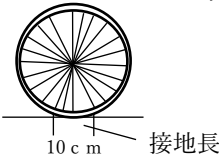
1 交通事故を起こした者が未成年であっても、賠償責任が生じることがある。 ①

2 自転車を運転していて、歩行者とぶつかったが軽いケガであったので、その場から立ち去った。 ②

- ・負傷者の救護
- ・当事者同士で連絡先を交換
- ・道路における危険防止措置
- ・学校、自宅への連絡
- ・通報110番、119番

3 ブレーキは時速10キロメートルの時、ブレーキをかけて3メートル以内で止まれるものでなければならない。 ③

4 ※ タイヤの接地長が10センチメートル以上あると、空気の入れ方が多いことになる。 ④
(地面に接している長さ) ※ 少ない



10cm 接地長

5 ライトは、自分の進行方向を照らすためのものであるが、反射器材を取り付けてあれば ライトを付ける必要はない。 ⑤

- ・ライトと合わせて尾灯（反射器材）は必要である。
- ・他の者に自転車の存在を知らせるもの。

6 自転車は、TSマーク・JISマーク・BAAマーク・SGマークなどの車体の安全性を示すマークのついたものを利用すると安全だ。 ⑥



7 自転車は、少なくとも3年に1回は、定期的に自転車安全整備店で点検整備を受けるとより安全だ。 ⑦

1年

8 静岡県では、自転車を利用する全ての人に対し、自転車保険の加入を義務化している。 ⑧

9 子供の一人歩きや体の不自由な人又、通行に支障がある高齢者が歩いている時は、
速度を落とし速やかに進路変更をする。 ⑨

危険のないよう一時停止するか、十分速度を落として通行を妨げないようにする

10 自転車運転中、携帯電話を手に持って通話したり、ボタンを操作しながら運転する事は
禁止されているが、時間の確認やメールの受信等、画面を注視することは禁止ではない。
禁止である。 ⑩

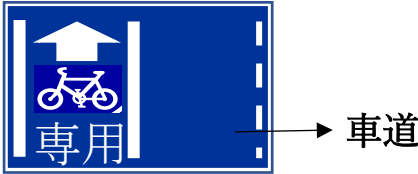
11 イヤホンを使用して音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は、
声が聞こえないような状態で自転車を運転することは禁止だ。 ⑪


12 左ブレーキは、前輪のタイヤにきく。
後輪 ⑫

13 自転車は、車道の左端に沿って通行しなければならない。 ⑬

14 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通ることができるが、
歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。 ⑭

15 自転車は、「自転車専用通行帯」が設けられている道路では、その通行帯を逆走することは
できない。 ⑮

※  車道

16 自転車は、「自転車歩道通行可」の標識があるところでは歩道を通行することができる。
※  ⑯

17 「徐行」とは、ただちに減速できる速度であり、大人の早足程度が目安だ。
停止 ⑰

18 歩道を走行中、歩行者の通行を妨げる恐れがある時は、ベル（警音器）をならし徐行する。
※優先意識で歩行者を妨害するベルの使用方法は禁止である。 ⑱

19 「自転車一方通行」の標識のあるところでは、矢印とは逆の方向に進むことはできない。



⑱

20 自転車で横断歩道を横断する時は、横断中の歩行者がいな^{さま}いなど、歩行者の妨げに
ならなければ乗ったまま横断できる。

⑳

21 「歩行者・自転車専用」の表示板がある歩行者用信号は、自転車も歩行者信号機に従うこと。



㉑

22 信号機などによる交通整理が行われていない交差点で、狭い道路から広い道路に
出る時は、特に止まる必要はない。

㉒

一時停止・安全確認を必ず行うこと。

23 自転車乗用中に交通事故にあった場合、ヘルメットを着用していないと致死率が
高くなります。

㉓

24 踏切では、停止することなく、自転車に乗って渡ってもよい。

㉔

一時停止をすること。場合によっては、自転車から降りて、左右の確認をして自転車を押して渡りましょう。

25 自転車運転中に、信号無視や一時不停止など、特定の「危険行為」を繰り返すと、

「自転車運転者講習」を受けることになる場合がある。

※過去3年以内に2回繰り返し、

その危険行為が交通事故に直結したもの

★1問2点です。 / 50点★

<清水区内で発生した中・高校生の自転車事故例>

★交差点、出会い頭事故が約半数

